

# 資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成30年1月31日(水)に「スマイルカード電子マネー」  
取扱いサービスを終了致しました。当社発行の  
前払式支払手段について、下記に通り未使用残高の  
払戻し致しますので申出期間内に申出をお願い致します。

## ◆払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

清水商事株式会社 清水フードセンター

## ◆払戻しを行う前払式支払手段の種類

清水フードセンターの「スマイルカード電子マネー」  
※詳細は下記の問い合わせ先にご連絡ください。

## ◆払戻しの申出期間

平成30年2月1日(木)開店時から  
平成32年1月31日(金)閉店まで

(申出の方法)

手段の保有者はスマイルカード持参の上、各店舗のスタッフへ  
お申し出下さい。

(払い戻しの方法)

店舗にて返金させていただきます。

※該当申出期間内に申出をしなかったスマイルカード電子マネーの  
保有者は該当払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

## ◆払戻しに関する問い合わせ先

〒950-8733

新潟県新潟市中央区  
堀之内55番地1

清水商事株式会社 財務部

TEL 025-241-7241

平成30年2月1日(木)